

平成19年（行ウ）第19号 政務調査費返還請求事件

原告 続 博 治 外5名

被告 霧 島 市 長

準 備 書 面 8

平成21年10月1日

鹿児島地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら代理人弁護士 蔵 元 淳
同 岩 本 研

第1 2009年7月7日の判決をうけて

本判決は、会派の代表者の承認があるだけでは「会派が行う」調査研究活動とはいえないとの原審の判断を覆し、「会派が行う」調査研究活動には、会派の所属議員等にこれを委ね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれることを前提に、会派の代表者が会派の名においてした行為は、会派自らがした行為と評価されることから、会派の代表者の承認があれば、「会派が行う」調査研究活動にあたりうると判断した。

「会派が行う」といえるためには、会派としての意思統一がなされている必要で、会派の了承が必要なのは当然である。そして、会派の代表者の了承のみでは、会派の統一的な意思を反映できていない場合も当然ありうることからすれば、本件最高裁の判断には承服しかねるところもある。

ただ、最高裁は無制限に会派の代表者の承認さえあれば「会派が行う」といえると考えているわけではない。

本判決は、会派の代表者がした承認が、「各会派の名において、各所属議員の発案、申請に係る調査研究活動を会派のためのものとして当該議員にゆだね、又は会派のための活動として承認する趣旨のものとする余地があり、そのように認められる場合には、本件用途基準にいう「会派が行う」との要件は満たされることになる。」と述べている。

つまり、会派の代表の承認が、各会派の名において、各所属議員の発案、申請に係る調査研究活動を会派のためのものとして当該議員にゆだね、又は会派のための活動として承認する趣旨のものとする余地があり、そのように認められることが必要であると判断しているのである。

第2 会派の代表の承認が、各会派の名において、各所属議員の発案、申請に係る調査研究活動を会派のためのものとして当該議員にゆだね、又は会派のための活動として承認する趣旨のものとする余地があり、そのように認められるか

1 結局、政務調査費が使用された当該行為が、会派のための活動に当たるかどうかによってその趣旨も決まるといえる。

そして、従前から主張しているように問題としている行為は、公益性が認められないし、議員個人のために行われている行為と認められるものさえあり、到底会派のための行為ということとはできない。

よって、会派の代表の承認があったとしても、それは会派のためになされた承認ではないと考えるのが通常であるから、最高裁が考える要件としての承認にはあたらないのである。以下従前の主張のほか追加して主張する。

2 調査研究旅費について

本件支出は、視察が目的ではなく、式典参加という表敬訪問を目的とする支出であるから、その行為に公益性は認められない。

また、本件では、会派ごとに研究調査費として支出しているかどうかの判断が異なっていることからすれば、本件旅費が調査研究のための活動でないことがうかがわれ、会派のための行為ではないと考えることができる。

3 書籍資料購入にかかる経費について

資料購入費についても、政党発行の機関紙購読は政党活動に基づく支出であるから、研究調査のために必要な経費とはいえ、会派の調査研究のための活動でないことがうかがわれ、会派のための行為ではない。

4 広報費・資料作成費について

議会だよりの発行は、議員の政治活動一般であり、後援会活動であるから、研究調査のために必要な経費とはいえない。

5 事務機器の購入について

事務所費として個人用電化製品が購入されている点については、ほとんどの議員が自宅を事務所と兼用しており、事務所と自宅を兼用する建物で利用される電化製品については、研究調査のために必要な経費とはいえない。

また、これらの事務所費の多くは個人名義の領収書で購入されており、会派の研究調査のための経費とはいえない。

さらに、これらの電化製品は、会派事務所には存在しておらず個人の自宅に持ち帰っていることからしても会派の研究調査のための経費と言えないことは明らかである。

6 以上からすれば、たとえ、会派の代表者の承認があったとしても、その代表者の承認は、代表者が調査研究活動を会派のためのものとして当該議員に委ねたり、会派のための活動として承認する趣旨でなされたものとは到底言えない。

以 上